

平成20年度 事業報告書

自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関

社団法人 電気通信事業者協会

平成20年度事業報告

ユニバーサルサービス制度が施行されてから、本年度をもって3年が経過し
交付金の交付及び負担金の徴収に係る業務についても順調に推移してきている。
平成20年度は以下の事業を推進し、制度のより一層の定着化に努めた。

1 交付金の交付及び負担金の徴収に係る関係業務の的確な実施

(1) 交付金の交付、負担金の徴収に係る業務の的確な実施

関係省令の改正等の影響から、合算番号単価が月額7円から6円に改定となり、この月額6円の合算番号単価を適用して、平成20年度において徴収が必要な負担金総額(平成19年度認可分:約136億円)を負担対象事業者40社(平成20年度末現在)から徴収し、これを適格電気通信事業者に対して交付金として交付するとともに支援業務費に充当してきた。

ただし、平成20年度は月ごとの稼働電気通信番号数の増加割合が対前年度比で鈍化したこと等の影響によって、平成19年度認可分に係る最終算定月が平成21年1月となったため、当該負担金総額の徴収期間が平成20年4月から平成21年4月までの13ヶ月間となった。このため、独立監査人及び当協会監事の指示・助言の下、平成19年度認可分に係る平成21年4月徴収分(約1億円)については平成20年度未収金として決算処理し、平成21年4月交付及び支援業務費充当分(約1億円)については平成20年度未払金として決算処理を行った。

なお、納付遅延や未納を防止する観点から、支援機関において各接続電気通信事業者等との連絡調整等を密に行った結果、未納額及び未処理額ともに0円となっている。

(2) 交付金の額及び負担金の額等についての認可申請の円滑な実施

関係法令に基づき番号単価等を算定するとともに、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請を次のとおり行い、申請のとおりに認可となっている。これらの認可を受け報道発表及び接続電気通信事業者等への通知等を行った。

交付金の額及び交付方法

平成21年度における交付金の額及び交付方法について、電気通信事業法（以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき、総務大臣に対し平成20年9月22日付けで認可申請を行い、同年11月25日付けで認可となった。

負担金の額及び徴収方法

平成21年度における負担金の額及び徴収方法について、法第110条第2項の規定に基づき総務大臣に対し平成20年9月22日付けで認可申請を行い、同年11月25日付けで認可となった。

番号単価の算定

総務省告示第429号（平成18年7月31日）に基づき、平成19年9月に算定した合算番号単価及び番号単価について平成20年1月末の算定対象電気通信番号数を基に平成20年4月に、平成20年7月から最終算定月まで適用の合算番号単価及び番号単価の修正算定を行い、合算番号単価は6円のままとして、番号単価の修正を行った。

また、平成20年6月末の算定対象電気通信番号数を基に平成20年9月に、平成21年度適用の合算番号単価及び番号単価の算定を行い、合算番号単価については月額8円と算定した。

（3）外部監査体制の確立とチェック機能の強化

交付金の交付及び負担金の徴収事務を適正かつ公正・確実に実施するため、2名の公認会計士による外部監査体制を平成19年度から導入してきているが、平成20年度からは、これまで実施してきた基礎的電気通信役務支援機関業務特別会計（以下「特別会計」という。）に加え、一般会計についても外部監査の対象としチェック機能の強化等を図ってきた。

平成20年度決算に係る外部監査については、平成20年10月に中間監査を、また平成21年5月に監査を受け、共に「適正に処理されている。」旨の報告書の提出を受けているところ。

2 周知・広報活動及び問い合わせ対応の実施

（1）多面的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度について、より一層の周知を図るため、これまでの周知広報活動に加え、インターネットの多面的な活用や新たな行事の実施などを行ってきた。その実施状況等具体的には以下のとおりである。

報道発表

即時的に広く周知を図る観点から、平成20年度における番号単価の修正や平成21年度に適用の番号単価の算定結果、交付金・負担金の額等の認可申請及び認可についての報道発表を行い情報の公開に努めた。

新聞広告による周知

平成21年度に適用する番号単価について、平成20年11月末から12月初頭にかけて、全国紙、地方紙あわせて50紙の新聞に半2サイズの広告を掲載(朝刊1回)し、平成21年度適用の番号単価が月額6円から8円に改定されることについて周知を行った。特に、広告効果のより一層の向上を図るため、発行部数の多い上位2紙(読売、朝日)において1面突き出し広告を同時掲載した。

このほか、平成20年12月において、日本消費経済新聞へ広告記事を掲載するとともに、平成20年8月に親子見学・説明会を開催した仙台及び福岡市内とその周辺地域を対象に無料配布されている「仙台リビング」・「福岡リビング」へ番号単価改定に関する広告をそれぞれ掲載した。

ホームページ及び自動音声・FAX案内サービスを活用した周知

支援業務に係る情報は可能な限りホームページ及び自動音声・FAX案内サービスにより広く周知を図ってきた。

ホームページへのアクセス数は、月平均7,000程度であるが、平成21年度適用の番号単価に関する情報を掲載した平成20年9月から徐々に増加傾向を示し、平成21年1月のピーク時には月間アクセス数が36,000を超えるに至った。また、自動音声・FAX案内サービスは、インターネットを利用されていない方々への情報提供のため、ホームページに掲載の内容とほぼ同一の情報を電話及びFAXにより提供してきているが、アクセス数は月平均20回、ピークの月(平成21年1月)で40回程度となっている。

パンフレットによる周知

ユニバーサルサービス制度の概要及び番号単価の改定などを内容とするパンフレットを22,000枚作成し、地方公共団体や消費者団体、電気

通信事業者等に配布することで、同制度の概要や番号単価の改定等への理解をより一層深めるための周知広報活動を展開した。

親子見学・説明会の開催（新規実施）

ユニバーサルサービスについて世代を超えて理解を深めていただくことを目的に、夏休みの時期を利用した「親子見学・説明会」を仙台市内及び福岡市内において平成20年8月に開催し、仙台会場では13組28名、福岡会場では15組34名の親子の方々にご参加いただくとともに、加えて各地方の報道関係者の方々にも同行いただいた。

見学会においてNTT東西のユニバーサルサービス関連施設や110番通信指令センターを見学いただき、また、説明会においてユニバーサルサービス制度の概要等の説明を収録した支援機関作成DVDビデオの上映や参加者の方々と交えた意見交換を実施した。

なお、これらの実施模様については、NHKや地元新聞などの各種メディアにおいて当該地域において広く発信されたところであり、地方の報道機関との連携による周知広報の効果向上も図ることができた。

Web広告による周知（新規実施）

多面的な周知広報活動の一環として、インターネットを活用したWeb広告による周知を展開するため、共同通信社と地方新聞会社が共同運営する「47NEWS & アドネットワーク」のポータルサイトにテキスト広告を平成20年12月1日から7日までの1週間、また、「47NEWS」企画特集に同年12月1日から31日までの1ヶ月間、それぞれ掲載し、番号単価の改定や当該番号単価の適用開始の時期等について周知を行った。

（2）問い合わせ対応の実施

関係電気通信事業者及び一般利用者からの問い合わせ等に年間を通じて支援機関及びコールセンターにおいて対応してきている。コールセンターにおける問合せ対応状況は、最も多い月（平成21年1月）で月100件程度であり年々減少してきている。

なお、各事業者における利用者からの問い合わせ等に適切に対処いただくために、支援機関において「制度に係る統一スク립ト（Q & A Q）」のリバイスを行うとともに、各事業者による周知広報活動を支援するため、事業者向けパンフレットのひな形の作成等を行った。

3 支援業務諮問委員会の運営

法第113条第2項の規定に基づき支援業務諮問委員会が開催され協会会長の諮問事項について審議し答申をいただいている。

第7回支援業務諮問委員会 平成20年4月24日(木)開催(書面による審議)

諮問事項 合算番号単価及び番号単価の修正について

第8回支援業務諮問委員会 平成20年9月18日(木)開催

諮問事項 番号単価の算定、交付金及び負担金の額等の総務大臣への認可申請等について

第9回支援業務諮問委員会 平成21年2月24日(火)開催

諮問事項 平成21年度事業計画及び収支予算の作成について

なお、12名の諮問委員の2年間の任期満了(満了時期:平成20年7月18日)に伴う全委員の再任の認可申請を総務大臣に対し平成20年6月23日付けで行い、同年6月26日付け認可となっているほか、同年6月及び平成21年1月に人事異動等に伴う諮問委員の一部変更に係る認可申請を行い、それぞれ申請のとおり認可となっている。

4 業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

平成20年10月実施の「平成20年度決算」中間監査(外部監査)において、「支援業務の更なる透明性・的確性を高めるため、日常的な会計経理事務の処理体制を強化されたい」旨の指摘を受け、平成20年11月から会計経理事務の一部について会計専門家への外部委託を新規に開始し、業務執行体制の整備強化を図った。

また、負担金の未納対策等のために顧問弁護士との間でこれまで実施してきた事例研究の結果について、マニュアル化を前提に取りまとめを行った。

その他、負担金徴収・交付金交付の円滑化のため関係者との打ち合わせの開催や関連資料の整備等を行った。

5 情報公開の実施

支援機関の事業計画、収支予算及び決算、交付金の交付及び負担金の徴収状況及び徴収率、支援業務諮問委員会の審議模様、番号単価の算定など支援機関の情報に加え、負担対象事業者等のユニバーサルサービス料の設定状況などの情報をホームページや自動音声・FAX案内サービスなどにより行うなど情報の公開に努めた。

また、平成20年10月実施の「平成20年度決算」中間監査（外部監査）において、「電気通信番号数の伸びが鈍化していること等から負担金の徴収額が予想を下回り、最終算定月が1ヶ月遅れとなることが見込まれる」旨の留意事項の指摘を受けて、次年度における改定後の番号単価の適用時期の目安としていただくために、平成20年11月から「支援機関における毎月の負担金の徴収状況」に係る情報のホームページへの公開を新規に開始した。